

○無線局免許手続規則第十五条の五第一項第二号の規定による簡易な免許手続を行うことのできる無線局（昭和三十六年郵政省告示第九十九号）の一部を改正する告示案 新旧対照表

改正後	改正前
<p>無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十五条の四第三号の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を次のとおり定める。</p> <p>昭和三十四年七月郵政省告示第五百十八号（落成後の検査を省略する無線局）及び昭和三十四年十二月郵政省告示第九百十七号（簡易な免許手続を行うことのできるアマチュア局の無線設備）は、廃止する。</p> <p>「一〇六 略」</p> <p>「削る」</p>	<p>無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十五条の四第三号の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を次のとおり定める。</p> <p>昭和三十四年七月郵政省告示第五百十八号（落成後の検査を省略する無線局）及び昭和三十四年十二月郵政省告示第九百十七号（簡易な免許手続を行うことのできるアマチュア局の無線設備）は、廃止する。</p> <p>「一〇六 同上」</p> <p>七 M C A 陸上移動通信を行う専用陸上移動中継局であつて、その無線設備の全部が現に免許を受けている M C A 陸上移動通信を行う専用陸上移動中継局の無線設備の全部又は一部であり、かつ、電波の型式及び周波数並びに空中線電力が当該専用陸上移動中継局に指定されているものと同一であるもの</p>

附則
この告示は、公布の日から施行する。